

○津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年1月1日規則第92号

改正

平成25年3月5日規則第5号

令和2年8月26日規則第43号

令和3年11月2日規則第32号

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第122号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が児童館の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 津市さくら児童館 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで(イに掲げる日を除く。)

(2) 津市まん中こども館 次に掲げる日

ア 水曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 津市久居児童センター、津市一志児童館及び津市川合児童館 次に掲げる日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで(イに掲げる日を除く。)

(使用時間)

第3条 児童館を使用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長が児童館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

児童館	使用時間
津市さくら児童館	午前9時から午後5時まで
津市まん中こども館	午前10時から午後7時まで
津市久居児童センター	午前9時から午後5時まで
津市一志児童館 津市川合児童館	午前10時から午後5時まで

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による児童館の使用許可の申請については、次に定めるところによるものとする。

(1) 個人が使用するときは、備付けの児童館使用簿(第1号様式)に所定の事項を記入しなければならない。

(2) 団体が使用するときは、使用しようとする日の前日までに、児童館使用(使用変更)許可申請書(第2号様式。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条第2号の規定による申請により使用を許可したときは、児童館使用(使用変更)許可書(第3号様式。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 児童館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、児童館の使用許可の取消しを受けようとするときは、児童館使用許可取消届(第4号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 使用者その他児童館を利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第10条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第11条 市長は、児童館の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

第12条 児童館に館長又は所長を置く。

2 児童館に事務長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第13条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長及び所長 上司の命を受けて児童館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務長 上司の命を受けて児童館における庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) その他の職員 上司の命を受けて児童館の事務を処理する。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第16条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、まん中こども館指定管理者指定申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第13条の規定により指定管理者にまん中こども館の管理を行わせる場合においては、第12条及び第13条の規定は適用せず、第2条から第8条まで及び第11条並びに第1号様式から第4号様式までの規定の適用については、第2条及び第3条中「市長が児童館の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条から第8条まで及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1号様式、第2号様式及び第4号様式中「(宛先)津市長」とあるのは「(宛先)津市まん中こども館指定管理者」と、第3号様式中「津市長 (氏 名) 印」とあるのは「津市まん中こども館指定管理者 印」とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に合併前の津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和50年津市規則第3号)、久居市児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年久居市規則第4号)又は一志町児童館運営管理に関する規則(昭和58年一志町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年3月5日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 附則第4項の規定 平成25年6月1日
- (津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第77号)は、廃止する。

(指定管理者の指定に係る準備行為)

3 市長は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、津市まん中こども館(以下「こども館」という。)に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

(施行日前における使用許可手続)

4 この規則の施行日以後の使用に係るこども館の使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。ただし、この場合における使用許可は、市長が行うものとする。

(施行日前における使用許可手続に関する経過措置)

5 前項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和2年8月26日規則第43号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和3年11月2日規則第32号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

児 童 館 使 用 簿

年 月 日

（宛先）津市長

No.

番号	氏 名	年齢	性 別	住 所	使用しようとする室（場所）名
1			男 女		
2			男 女		
3			男 女		
4			男 女		
5			男 女		
6			男 女		
7			男 女		
8			男 女		
9			男 女		
0			男 女		
1			男 女		
2			男 女		
3			男 女		
4			男 女		
5			男 女		
6			男 女		
7			男 女		
8			男 女		
9			男 女		
0			男 女		

第2号様式（第4条、第6条関係）
第 2 号様式（第 4 条、第 6 条関係）
児童館使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏名（代表者）
電 話

次のとおり津市（名称）を 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜） 午 前後 年 月 日（ 曜） 午 前後	時 分から 時 分まで
行 事 名		
使 用 目 的		
使 用 予 定 人 員		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名		
使 用 す る 施 設		
使用する設備器具		
冷 房	要 不要	暖 房 要 不要
持 込 器 具 等		

※ 次の欄は、記入しないでください。

許 可 条 件 等	
-----------	--

(表)

児童館使用(使用変更)許可書

津市指令(記号番号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のあった津市(名称)の^{使用}_{使用変更}について、
次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 (曜) 年 月 日 (曜)	午後 午後	前後 前後	時 分 時 分	から まで
行事名					
使用目的					
使用予定人員					
使用責任者の住所及び氏名					
使用する施設					
使用する設備器具					
冷房	要 不要	暖房	要 不要		
持込器具等					
許可条件等					

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

児童館使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)
住 所
団体名
申請者 氏名(代表者)
電 話

次のとおり津市(名称)の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日 (曜) 午 前後 年 月 日 (曜) 午 前後 時 分から 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設	
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようと する理由	

第5号様式(第14条関係)

まん中こども館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

所在地

名 称

申請者 代表者氏名

印

電 話

津市まん中こども館に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 津市まん中こども館の管理に係る事業計画書
 - (2) 津市まん中こども館の管理に係る収支計画書
 - (3) 申請者の経営状況を説明する書類
 - (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (5) 登記事項証明書(法人に限る。)
 - (6) 国税及び地方税の納税証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
-